

知的財産戦略本部「次世代知財システム検討委員会報告書」
に対する意見書

2016年（平成28年）5月7日

日本弁護士連合会

知的財産戦略本部がこの度取りまとめた「次世代知財システム検討委員会報告書」のうち「2. デジタル・ネットワーク時代の知財システム」（以下「本報告」という。）につき、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

1 デジタル・ネットワークの進展により著作権を含む情報の利活用が一層多様化していく中、変化に対応し社会全体の利益を最大化していくためには、「多様な政策手段を活用した柔軟な解決が図られる新たな著作権システム」（次世代著作権システム）を構築していく必要があること、及び「次世代著作権システムの実現に向けては、国による制度的対応、民間によるライセンス円滑化、官民連携した保護の実効性の強化など、多様な視点に基づき、具体的な取組を進めていくこと」が必要であるとする本報告の方向性に賛成する。

2 前項の方向性を実現するための具体的な取組として本報告に記載されている事項について、それぞれ次のように考える。

(1) 「新たなイノベーションに柔軟に対応するとともに、日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出を図る観点から、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用の特徴に対応するための一定の柔軟性のある権利制限規定に係る検討を進める」ことは、これを実現する方策の一つとして有用と考え、賛成する。

(2) また、前項の検討に併せて「著作権を制限することが正当化される視点を総合的に考慮することを含むより一層柔軟な権利制限規定」について、その効果と影響を含めた検討を行うことについても、前記(1)で述べられた観点を実現する方策の一つとして有意義であると考え。

その検討を行うに際しては、①柔軟な制限規定を必要とする立法事実を的確に踏まえた緻密な議論、②既存のライセンススキームや、権利者及び利用者の協働による合理的なライセンス体制構築に向けた動きに対する影響、③権利者に対する正当な対価の還元の見点等を十分に考慮すべきである。

- (3) 「新たな柔軟性のある権利制限規定」の導入に当たっては、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定を含めた具体的な検討を行うことも有意義であると考ええる。
- (4) また、「多様性・柔軟性を内包した著作権システム」を構成するため、拡大集中許諾の導入可能性、報酬請求権付権利制限規定の活用等についても今後検討して行くべきである。

第2 意見の理由

1 本報告の概要

本報告は、デジタル・ネットワーク時代においては大量の情報の収集・蓄積とその利用方法・戦略が付加価値の新たな源泉として重要であることから、こうした著作物を含む情報の量的拡大とその利活用の多様化に対応した新規ビジネス・イノベーションを促進するためには、多様性・柔軟性を内包した著作権システムを構築する必要があるとしている。その上で、著作権制度を取り巻く各課題に対し、適切な柔軟性を確保した権利制限規定、円滑なライセンスの仕組みの構築、報酬請求権付権利制限規定の活用等の多様な政策手段の中から適切なものを選択して実施するといった、グラデーションをもった取組が必要であると述べるものである。

そして、これを実現するための具体策の一つとして、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用の特徴への対応を基本とする一定の柔軟性のある権利制限規定の早期法改正の提案に向けた検討を進め、併せて、著作権を制限することが正当化される視点を総合的に考慮することを含むより一層柔軟な権利制限規定について、その効果と影響を含め検討を行い、早期の法改正の提案に向けて内容の具体化を図ることが必要であるとする。

2 本報告に対する意見の詳細

(1) 基本的な考え方

当連合会も、著作権を取り巻く環境の激変及び著作物利用の多様化が進んでいる今日、現行著作権法の規定によっては適切な対応が困難な分野が生じつつあると認識する。著作物の有効活用を促し、新しいイノベーションを促進するためには、現行著作権法上に明文の権利制限規定は存在しないが、本来自由な利用を認めることが望ましいと考えられる著作物の利用を可能としたり、不特定かつ大量の著作物の利用を伴う等の理由で事前の利用許諾を得ることは困難であるが社会的には有用と考えられる事業の実施を可能とした

りする、柔軟性のある著作権の仕組みを構築することが必要であると考える。

他方、魅力的なコンテンツを継続的に創出するためには、クリエイターへの利益の適切な還元が不可欠であり、これが可能となるような著作権システムを構築する必要がある。

(2) 個別論点

- ① 上記観点から、かつて文化庁の著作権審議会において議論された「著作物の種類や用途などに照らして、当該著作物の表現による利益の享受を目的としない利用」（いわゆるC類型）等、デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用の特徴に対応するための一定の柔軟性のある権利制限規定については、それを必要とする立法事実の存在を踏まえた上で、早期導入に向けた検討を進めることが、これを実現する方策の一つとして有用と考える。
- ② さらに、これに併せて「著作権を制限することが正当化される視点を総合的に考慮することを含みより一層柔軟な権利制限規定」について、その効果と影響を含め検討を行うことについても、前記観点を実現する方策の一つとして有意義であると考えられる。

ここでいう「著作権を制限することが正当化される視点を総合的に考慮すること」や、この規定を導入することによる「効果や影響」を検討するに際して留意すべき点としては、例えば、以下のような諸点を挙げるができる。

ア 柔軟性のある権利制限規定に関する従来の議論においては、制限規定の適用対象として念頭におく利用態様が、極めて公共性が高く著作権を及ぼすことが性質上望ましくないと考えられるものから、ビジネス上の利用であって本来的には権利者の許諾を要する態様であるが不特定かつ膨大な著作物を利用するため許諾を得ることが事実上困難となるものまで、事案毎に様々である。

このように柔軟な対応が要請されている著作物の利用行為の性質や背景事情には様々なものがあり、この差異を無視して一般的抽象的に「柔軟な権利制限規定」の導入を議論するのは適切でない。「著作権を制限することが正当化される視点を総合的に考慮することを含」めた「必要性や是非」の検討をするに当たっては、そのような権利制限を必要とする立法事実を的確に踏まえ、これに対応した緻密な議論が必要と思われる。

イ 多様性・柔軟性を内包した著作権システムは、権利制限規定によって

のみ実現されるものではなく、合理的かつ円滑なライセンスの仕組みと併せて勘案されることにより、実現が図られるべきものである。

そこで、新たな権利制限規定は、本報告にも言及されているとおり、現に合理的なライセンスを受けることができる仕組みが整えられている場合には、当該仕組みに対する影響が十分検討される必要がある。また、近時、コンテンツの流通をめぐる、権利者と利用者が協働して合理的なライセンスの仕組みを構築しようという動きがあるところ、これらの動きとの整合性に留意することも必要である。

ウ デジタル・ネットワーク時代においても、知的創作物の創作者に権利を与えることにより、その利用者から創作者に適切な対価を還元させ、それによって新たな創作活動を促進するという知的創造サイクルが重要であることに変わりはない。「柔軟な権利制限規定」が創作者の創作インセンティブを失わせるようなものであってはならないのは当然であり、権利者に対する適切な対価の還元を確保させるという視点も重要である。そのような観点からは、例えば、著作物の表現を利用する営利的な行為に対する適用が問題となる場合には、相当な対価ないし補償金の支払いをその適用要件とするなど、権利者への適切な対価の還元という要素を包含した「より一層柔軟な権利制限規定」を検討すべきである。

この点に関し、報酬請求権付権利制限規定の活用も検討課題であろう。

- ③ 「新たな柔軟性のある権利制限規定」の導入に当たっては、予測可能性を高めるとともに、柔軟な権利制限規定の名の下に本来であれば許諾が必要な利用行為を無許諾で行うという、権利侵害行為のやり得を防ぐ必要がある。そのため、権利制限規定の運用に関するガイドラインの策定等、具体的態様を示すことは有用と考える。
- ④ さらに、多様性・柔軟性を内包した著作権システムを構築するためには、本報告にあるように、多様な政策手段の中から適切なものを選択し課題に対し柔軟に解決する必要がある。そのためには、柔軟な権利制限規定の導入の検討のみではならず、北欧諸国で既に採用されている「拡大集中許諾」の導入の可能性、あるいは、前述した報酬請求権付権利制限規定の活用等についても今後検討していくべきである。
- ⑤ また、近時、社会的に問題になっている孤児著作物に係る利用を促進するために、より活用しやすい裁定制度の検討、拡大集中許諾の導入可能性の検討を進めることも賛成する。

- ⑥ 円滑な権利処理の基盤について、権利情報を集約化したデータベースを整備することは重要であるが、この点は従来から指摘されていたにもかかわらず、検討があまり進捗していない。民間だけで権利情報を集約化したデータベースを整備することには費用的にも限界があるため、適切な補助を含めた官民の連携を行うことが必要であると考えます。

以上